

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
総合窓口			地球環境課環境政策係 0276-47-5124
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結 や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区 域：5,000㎡以上	届出	都市計画課 都市再生推進係 0276-47-5150
館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例 (7)	500㎡以上3,000㎡未満の面積への土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積	許可	地球環境課環境保全係 0276-47-5125
農地法 (4)	農地を農地以外のものにする行為 (農地の転用)	許可(市街化区域の場合は届出)	農業委員会事務局農地係 0276-47-5171
農地法 (5)	農地を農地以外のものにした採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権、地上権、質権、使用貸借権の設定や移転	許可(市街化区域の場合は届出)	農業委員会事務局農地係 0276-47-5171
都市計画法 (29)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や建築行為 ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・市街化調整区域内での建築行為	許可	都市計画課計画指導係 0276-47-5149
建築基準法 (6)	建築物を建築しようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	建築課建築指導係 0276-47-5157
建設リサイクル法(9)	建築物以外の工作物の工事(土木工事等)で請負金額が500万円以上のもの	届出	建築課住宅施設係 0276-47-5156
文化財保護法 (93)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等、土中に影響を及ぼす行為	届出 (60日前までに)	文化振興課文化財係 0276-74-4111